

社団法人 佐賀県貿易協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人佐賀県貿易協会（以下「本会」という。）と称し、英文名を SAGA EXTERNAL TRADE ASSOCIATION とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を佐賀市に置く。

(目的)

第3条 本会は、佐賀県の貿易をはじめとする各種海外取引を振興し、もって本県経済の国際化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 海外取引に関する相談及び指導
- (2) 海外取引に関する情報の収集及び提供
- (3) 海外取引に関する各種調査・研究
- (4) 海外取引に関する実務講座、講演会、研究会、懇談会等の開催
- (5) 海外経済調査団の派遣及び内外見本市への参加
- (6) 海外委託駐在員の設置及び運営
- (7) 日本貿易振興機構佐賀情報デスクに関する業務
- (8) 関係官公庁及び内外の関係団体との連絡協調
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する者をもって会員となす。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 会費を2年以上納入しないとき。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定款)

第12条 本会に、次の役員を置く。

理事 15人以上20人以内

監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、3人を副会長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において会員(団体の場合にあつては、その代表者)のなかから選任する。ただし、理事のうち2人以内を会員以外の者から選任することができる。

- 2 理事は、互選により、会長、副会長及び専務理事を選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、知事の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 4 号。以下「佐賀県規則」という。）第 3 条の規定に基づき、登記簿謄本を添え、遅滞なく、その旨を佐賀県知事に届け出るものとする。
- 5 監事に異動があったときは、佐賀県規則第 3 条の規定に基づき、遅滞なく、その旨を佐賀県知事に届け出るものとする。

（職務）

第 14 条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が理事会の議決を経て指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の会務を掌理執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、本会の事業及び運営について審議決定する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。

（ 1 ）会計を監査すること。

（ 2 ）理事の業務執行の状況を監査すること。

（ 3 ）会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は佐賀県知事に報告すること。

（ 4 ）前号の規定による報告をするため必要があるときは、総会若しくは理事会の招集を請求し、又は総会若しくは理事会を招集すること。

（役員任期）

第 15 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、引き続き、その職務を行わなければならない。

（役員解任）

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（ 1 ）心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

（ 2 ）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には、旅費を支給することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(構成)

第18条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 解散及び清算

(5) その他本会の運営上重要な事項

(種類及び開催)

第20条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(3) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(4) 第14条第5項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項の規定により招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会の5日前までに、通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第25条 会員は、会費の多寡にかかわらず、各1票の表決権を有する。

2 やむを得ない理由のために総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の者に表決を委任することができる。

3 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は、出席したものとみなす。

4 会長は、次に掲げる事項以外の事項で軽微なものについては、会員に対し書面により賛否を求め、その表決を総会の議決とみなすことができる。

(1) 定款の変更

(2) 事業計画及びこれに伴う収支予算の決定(補正予算を除く。)

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) 解散及び清算

(5) 残余財産の処分

(6) 役員を選任(任期満了に伴う役員の変更の場合に限る。)及び解任

(7) 会員の除名

(8) 長期借入れ

(9) 収支予算に計上されない新たな義務の負担又は権利の放棄のうち、重要なもの

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在員数、出席した会員数及び氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第28条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第29条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 理事現在数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定により招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会の日の5日前までに、通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第32条 第23条から第26条までの規定は、理事会について準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは、「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第6章 部 会 等

（部会及び委員会）

第33条 本会に、事業運営上必要があるときは、特定事項について調査研究するため、理事会の承認を得て、部会及び委員会を設けることができる。

- 2 部会及び委員会は、理事及び会員をもって構成する。
- 3 部会及び委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

（名誉会長等）

第34条 本会に、名誉会長及び名誉副会長を置くことができる。

- 2 名誉会長及び名誉副会長は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

（顧問及び相談役）

第35条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要事項について会長の諮問に応じ、又は会長に助言することができる。
- 4 相談役は、理事会に出席し、本会の運営に関し意見を述べることができる。
- 5 顧問及び相談役の任期は、役員の任期に準じる。

第7章 財産及び会計

（財産の構成）

第36条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- （1）会費
- （2）寄附金品
- （3）財産から生ずる収入
- （4）事業に伴う収入
- （5）その他の収入

（財産の管理）

第37条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

（経費の支弁）

第38条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。

2 会長は、佐賀県規則第6条の規定に基づき、前項の規定により定められた事業計画及び予算に関する書類を佐賀県知事に提出するものとする。これを変更した場合もまた同様とする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入し、及び支出することができる。

2 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に係る収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後2月以内に、事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

2 会長は、佐賀県規則第7条の規定に基づき、前項の規定により承認された事業報告及び収支決算に関する書類を添え、会計年度終了後3月以内に佐賀県知事に報告するものとする。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、その謄本を添付するものとする。

(長期借入金)

第42条 本会が、資金の借入れをするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において議決を経、借入後佐賀県知事に届け出るものとする。

(会計年度)

第43条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において会員の総数3分の2以上の議決を経、かつ、佐賀県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第45条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号の規定により解散する。

- 2 前項の場合のほか、本会は、総会の決議に基づいて解散することができる。この場合には、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 本会が解散したときの清算人は、総会で選任する。
- 4 清算人は、破産又は設立許可の取り消しによる解散の場合を除き、佐賀県規則第8条の規定に基づき、解散について佐賀県知事に届け出るものとする。

(残余財産の処分)

第46条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、佐賀県知事の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第9章 事務局

(組織)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第48条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な書類及び帳簿

第10章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第39条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立初年度の会計年度は、第43条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成4年3月31日までとする。

設立総会	平成3年5月14日
設立許可	平成3年7月17日
法人登記	平成3年7月29日
定款の一部変更	平成5年11月5日
〃	平成12年6月5日
〃	平成14年6月18日
〃	平成15年6月30日
〃	平成16年6月29日